

北海道公報

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011 - 231 - 4111（内線 22-271）
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリンタ（株）

目次

ページ

訓令

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

（人事課） 一〇一

告示

○一般競争入札による道有財産（土地）の売却

（管財課） 一〇三

○有書興行の指定

（生活文化・青年室） 一〇四

○土地改良区連合の定款の変更の認可

（土地改良指導課） 一〇四

○道営土地改良事業変更計画の決定

（土地改良指導課） 一〇四

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

（治山課） 一〇五

○特定調達契約（物品の賃借）に係る入札の公告

（技術管理課） 一〇五

○道路の区域の変更

（道路整備課） 一〇六

○公有水面の埋立ての承認の出願

（砂防災害課） 一〇六

○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正

（田網局総務課） 一〇七

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定

（税務課） 一〇七

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）

一〇七

根室海区漁業調整委員会指示

○河口付近における「ヤケ・まき」採捕の制限

一〇八

訓

令

北海道訓令第14号

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令
平成13年7月24日
北海道知事 堀 達也
本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令
北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改

正する。

第2条中「及び第16条の2」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

（条例第10条第1項に規定する知事が定める者）

第6条の2 条例第10条第1項に規定する知事が定める者は、次のとおりとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
 - (2) 勤務していた公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者
 - (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (5) 公務上の傷病により退職した者
 - (6) その他の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 第11条第1項中「第10条第9項第2号」を「第10条第9項第1号」に改める。

〔明治

別記第1号様式（第1面）中「平成」及び「大正」を削り、同様式（第2面）中

昭和、

23 退職事由	イ 自己都合	ハ 傷病	24 の説明	
退職事由	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少	懲戒免職又は欠格による失職	退職事由	

23 退職事由	(第3面)のとおりの
---------	------------

「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に改め、「平成」を削り、同様式（第3面）を同様式（第4面）とし、同様式（第2面）の次に次のように加える。

(第3面)

23 退職事由

【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】

所属長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由
☐	☐	1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの
☐	☐	2 定年、任期満了等によるもの (1) 定年による退職 (定年 歳) (2) 任用期間満了による退職
☐	☐	3 所属長からの働きかけによるもの (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職 (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (3) 退職勧奨
☐	☐	4 職場における事情に起因する退職 (1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため (2) 公務上の傷病による退職
☐	☐	5 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等)があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため (新住所:) (6) その他 (具体的に)
☐	☐	6 その他 (1～5のいずれにも該当しない場合)

具体的事情記載欄 (所属長用)

別記第1号様式末尾欄外の失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の退職した職員の注意事項の2の事項を次のように改める。

2 記載上の注意

②③欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

②⑦欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。

なお、記載事項に誤りがあるときは、速やかに所属長に申し出て訂正を受けること。

別記第1号様式末尾欄外の失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の退職した職員の注意事項の8の事項中「前記7」を「7」に改め、10の事項中「②⑥欄」を「②⑤欄」に改め、11の事項中「②⑦欄」を「②⑥欄」に改め、同様式末尾欄外の失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の所属長の記載心得の記載上の注意の事項中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項」に、「職員の退職した事由により該当するものに○印を付けること」を「退職の主たる事由を一つ選択し、所属長記載欄の□に○印を記入の上、具体的事情記載欄 (所属長用)に具体的事情を記入すること」に改め、「②④欄には、退職に際しての適用条項を含め退職事由を詳細に記載すること。」を削り、「②⑤欄」を「②④欄」に改め、「及び第16条の2」を削り、「②⑥欄」を「②⑤欄」に、「②⑦欄」を「②⑥欄」に改める。

別記第2号様式 (第2面) 中

退 職 の 事 由	自 己 都 合	退 職 の 事 由
	職制若しくは定数の改廃又は □予算の減少	病
	八傷	の
	懲戒免職又は欠格による失職	説 明
ホ	そ の 他	

を

1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの (1) 定年による退職 (定年 歳) (2) 任用期間満了による退職
3 所属長からの働きかけによるもの (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職

退職事由	(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (3) 退職勧奨 4 職場における事情に起因する退職 (1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため (2) 公務上の傷病による退職 5 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため（新住所： (6) その他（具体的に その他（1～5のいずれにも該当しない場合）
退職事由の説明	

改め、「平成」を削る。

附 則

- この訓令は、平成13年7月24日から施行する。
- この訓令の施行前に交付したこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票とみなす。

知

長

北海道告示第1272号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成13年7月24日

北海道知事 堀 達 也

- 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積（㎡）	入札執行日時
札 幌 - 1	札幌市中央区南6条西18丁目1334番18	1,142.93	平成13年8月28日午前10時

札 幌 - 2	札幌市中央区南14条西13丁目941番23ほか1筆	408.16	平成13年8月28日午前10時40分
札 幌 - 3	札幌市中央区宮の森1条3丁目9番	2,266.61	平成13年8月28日午前11時20分
札 幌 - 4	札幌市中央区宮の森4条2丁目2番	1,021.85	平成13年8月28日午後1時40分
札 幌 - 5	札幌市北区北26条西9丁目22番111	4,494.92	平成13年8月28日午後2時20分
札 幌 - 6	札幌市西区二十四軒1条7丁目11番	1,359.50	平成13年8月28日午後3時
札 幌 - 7	札幌市西区西野2条1丁目1009番2ほか3筆	1,769.93	平成13年8月28日午後3時40分
江 別 - 1	江別市大麻園町2番1	8,999.29	平成13年8月28日午後4時20分
苫小牧 - 1	苫小牧市大成町1丁目15番161	176.16	平成13年8月30日午前11時
室 蘭 - 1	室蘭市山手町2丁目11番8	394.97	平成13年8月30日午後3時

- 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産者で復権を得ない者

- 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- 札 幌 - 1～札幌 - 7、江別 - 1

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部管財課財産第二係

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 417

- 苫小牧 - 1、室蘭 - 1

室蘭市幸町9番11号

北海道胆振支庁総務部会計課管財係

電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2224

- 入札執行の場所

- 札 幌 - 1～札幌 - 7、江別 - 1

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館 4 階 B 会議室

(2) 苫小牧 - 1

苫小牧市旭町 2 丁目 8 番 15 号

北海道胆振支庁 苫小牧道税事務所 2 階大会議室

(3) 室蘭 - 1

室蘭市幸町 9 番 11 号

北海道室蘭保健所 2 階栄養相談室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から 20 日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 札幌 - 1 ～ 札幌 - 7、江別 - 1

提出期限 平成 13 年 8 月 24 日（金）

提出場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道総務部管財課財産第二係

(2) 苫小牧 - 1、室蘭 - 1

提出期限 平成 13 年 8 月 24 日（金）

提出場所 室蘭市幸町 9 番 11 号

北海道胆振支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の 15 分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第 1273 号

北海道青少年保護育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成 13 年 7 月 24 日

北海道知事 堀 達 也			指定の理由	
興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	
邦画	橋畔コンパニオン	密着露天風呂	新日本映像	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
同	いんらんアパート	毎晩いかせて！	新東宝映画	
同	フェリーの女	生撮り覗き	オーピー映画	
同	痴漢ストーカー	狙われた美人モデル	新東宝映画	
同	吉村すもも	奴隷人形	オーピー映画	
同	性犯罪ファイル	闇で泣く女たち	同	全部
同	ボクゾン		ギャガ・コミュニケーション・シオンズ	
同	ロマンズ X		プレゾン・アツシュ	

北海道告示第 1274 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 84 条において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により、平成 13 年 7 月 10 日、石狩川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成 13 年 7 月 24 日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 1275 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年7月25日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年7月24日

地区名	事業の種類	堀達也	縦覧場所
美里別	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、農用地造成）		北海道十勝支庁
中音更	農免農道整備	同	
士幌南	畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、暗きよ、農地保全、土層改良、区画整理）	同	

北海道告示第1276号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年7月24日

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 北海道知事堀達也 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 富良野市字フレベツ右岸871の300、871の303から871の307まで、871の310、871の311、871の313、871の314 |
| 3 | 解除の理由 | 土砂の流出の防備
道路用地とするため |

北海道告示第1277号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年7月24日

- | | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 1 | 入札に付する事項 | 北海道知事堀達也 |
| (1) | 調達をする物品等の名称及び数量 | |
| | 北海道土木工設計積算電算システムに使用するサーバ | 15組 |
| | 北海道土木工設計積算電算システムに使用するソフトウェア | 15組 |
| (2) | 調達をする物品等の仕様等 | 入札説明書及び要求仕様書による。 |
| (3) | 借上期間 | 平成13年11月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 |

- (4) 納入場所 別途指示する場所
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。

- ア 申請の時期 平成13年7月24日から8月6日まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室技術管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所

- 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

- 北海道建設部建設管理室技術管理課

- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部建設管理室技術管理課）

- (2) 入札日時 平成13年9月4日 午前11時
（郵送による場合は、平成13年9月3日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金 入札保証金は免除する。

- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付方法 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設管理室技術管理課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落 札 者 の 決 定 方 法

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当りの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当りの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課

イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

1 . Nature

a . Server

b . Software

2 . Quantity

a . 15 set

b . 15 set

B . Date and time for tender : 11 : 00 A. M. September 4, 2001.

C . Contact point of notice :

Technological Management Division, Office of Construction Management, Department of

Construction, Hokkaido Government,

Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 29-167

北海道告示第1278号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月24日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 岩見沢桂沢線

3 道路の区域 区

間 変更前 後の別

敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

三笠市本町4番16地先から

三笠市本町20番3地先まで

前 11.52mから 541.00m

後 26.10mまで

後 11.52mから 541.00m

後 26.10mまで

後 18.71mから 540.00m

後 48.88mまで

後

北海道告示第1279号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年7月24日

1 出 願 の 年 月 日

平成13年6月7日

北海道知事 堀 達 也

2 出願のあった国の官庁		
(1) 名 称	農林水産省	
(2) 住 所	東京都千代田区霞が関1の2の1	
(3) 代表者の氏名	農林水産大臣 武部 勤	
3 埋 立 区 域		
(1) 位 置	奥尻郡奥尻町字湯浜98番6地先の公有水面	
(2) 区 域	次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
①の地点	三等三角点神威脇（北緯42度10分29秒770、東経139度25分14秒277、 X = - 202.378.98、Y = - 68.510.34）から方向角214度59分26秒の方向898.31mの地点	
②の地点	①の地点から方向角140度42分44秒の方向43.05mの地点	
③の地点	②の地点から方向角250度36分49秒の方向15.90mの地点	
④の地点	③の地点から方向角252度06分48秒の方向3.30mの地点	
⑤の地点	④の地点から方向角320度42分41秒の方向33.03mの地点	
⑥の地点	⑤の地点から方向角230度42分26秒の方向7.48mの地点	
⑦の地点	⑥の地点から方向角320度42分59秒の方向3.40mの地点	
(3) 面 積	742.59㎡	
4 埋立てに関する工事の施行区域		
(1) 位 置	奥尻郡奥尻町字湯浜98番2、98番6及び98番7地先、並びに98番5、98番6、98番7及び99番3	
(2) 区 域	次の①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
①の地点	三等三角点神威脇（北緯42度10分29秒770、東経139度25分14秒277、 X = - 202.378.98、Y = - 68.510.34）から方向角216度37分25秒の方向876.29mの地点	
②の地点	①の地点から方向角140度42分54秒の方向36.64mの地点	
③の地点	②の地点から方向角140度40分39秒の方向1.21mの地点	
④の地点	③の地点から方向角140度43分33秒の方向15.73mの地点	
⑤の地点	④の地点から方向角140度42分37秒の方向30.39mの地点	
⑥の地点	⑤の地点から方向角148度20分40秒の方向6.10mの地点	
⑦の地点	⑥の地点から方向角250度36分43秒の方向44.83mの地点	
⑧の地点	⑦の地点から方向角250度36分43秒の方向30.00mの地点	
⑨の地点	⑧の地点から方向角322度12分57秒の方向34.57mの地点	
⑩の地点	⑨の地点から方向角5度42分40秒の方向42.42mの地点	

(3) 面 積	5,017.62㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1280号		
平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。		
平成13年7月24日		
農政部所管の事項に次の3項を加える。		
109	農業協同組合経営指導強化対策事業	同
110	食料・環境基盤緊急確立対策事業	同
111	水田作付体系転換緊急推進事業	同

公 報		
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。		
平成13年7月24日		
1 氏名又は名称	鍵谷商事株式会社	北海道知事 堀 達 也
2 代表者の氏名	鍵 谷 寛	
3 主たる事務所又は事業所の所在地	紋別郡上湧別町中湧別912番地	
4 指定の年月日	平成13年7月13日	

支 庁 報 告		
北海道十勝支庁告示第14号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。		
平成13年7月24日		
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	中川郡本別町南4丁目3番3、3番4、3番8、3番9、3番10、3番20、3番23、3番24、3番25、3番26、3番27、3番29、3番31、3番32、3番33、3番35、3番37、	北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 4番4 中川郡本別町北5丁目2番地1
- 3 開発許可年月日及び番号
- 本別町農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 康夫
- 平成13年3月6日 十建指第12 - 10号

北海道根室支庁告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月24日

北海道根室支庁長 能田 文男

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 中標津町字中標津28線北5 - 1の一部 ほか6筆（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 中標津町西6条北6丁目1番地3 玉置 徳蔵
- 3 開発許可年月日及び番号
- 平成11年11月25日 根建指第11 - 5号

根室支庁管内標準川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

根室海区漁業調整委員会指示第1号

根室支庁管内標準川の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成13年7月24日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

根室支庁管内標準町の忠類川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りでない。

区		域		期	間
河口及び沿岸	方	位	(真方位)		
左海岸	右海岸	左	右	方	方
500 m	500 m	58°50′	58°50′	500 m	平成13年8月1日から11月30日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の線を結んだ線によっ

て囲まれた海面をいう。